京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第117号)(上下水道局経営戦略室)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、疏水の水の使用料の額に乗じる消費税及び地方消費税の税率を「100分の108」から「100分の110」に改めることとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。 平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第117号

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例 京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条前段中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市疏水の水の使用に関する条例の規定は、この条例の施 行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、 なお従前の例による。

(上下水道局経営戦略室)